

平成20年
4月から

市内の体育施設・公園施設の利用料金が変わります

今回の料金改正では、基準を統一し、平等な受益者負担の原則に立ち、利用者みなさんに、より質の高いサービスを提供したいと考えています。
なお、飯山総合運動公園体育館、飯山体育館については、段階的な統一を図るため2年間の経過措置を適用しています。

生涯学習課 ☎241392
財丸亀市体育協会 ☎246251
NPO法人
スポーツクラブ飯山 ☎996800

【体育施設】

施設名	使用区分	使用時間区分	午前	午後	夕方	夜間	終日
			午前9時～午後0時	午後1時～4時	午後4時～7時	午後7時～9時半	午前9時～午後9時半
丸亀市民体育館	競技場	全面使用	3,500円	3,800円	3,800円	5,500円	16,000円
		3分の2	2,400円	2,600円	2,600円	3,700円	10,600円
		2分の1	1,800円	1,900円	1,900円	2,800円	8,000円
		3分の1	1,200円	1,300円	1,300円	1,900円	5,300円
	第1トレーニング室	全面使用	1,200円	1,300円	1,300円	1,900円	5,300円
	第2トレーニング室	一人1回につき150円					
土器川体育センター	競技場	全面使用	2,000円	2,100円	2,100円	3,000円	8,800円
		2分の1	1,000円	1,100円	1,100円	1,500円	4,400円
	多目的ホール	全面使用	700円	700円	700円	1,000円	3,000円



施設名	使用区分	使用時間区分	午前	午後	夕方	夜間	午前・午後	終日
			午前9時～午後0時	午後1時～4時	午後4時～6時	午後6時～9時半	午前9時～午後6時	午前9時～午後9時半
飯山総合運動公園体育館	メインアリーナ	全面使用	2,400円	2,400円	800円	4,200円	5,600円	9,800円
		2分の1	1,200円	1,200円	400円	2,100円	2,800円	4,900円
		3分の1	800円	800円	300円	1,400円	1,900円	3,300円
		8分の1	300円	300円	100円	600円	700円	1,200円
	サブアリーナ	全面使用	1,200円	1,400円		2,100円	2,600円	4,700円
2分の1		600円	700円		1,100円	1,300円	2,400円	

【公園施設】

施設名	使用区分	使用時間区分	午前	午後	終日
			午前8時半～午後0時	午後1時～5時	午前8時半～午後5時
丸亀総合運動公園	陸上競技場	専用	10,000円	15,000円	20,000円
		非専用	一人1回につき100円(午前8時半～午後9時)		
蓮池公園	テニスコート	クレーコート	1コート1時間につき300円(午前9時～午後9時、12月から翌2月までは午後5時まで)		
		健康運動センター	研修室	600円	800円
亀山公園	城内グラウンド	小中高生	1,200円	1,800円	3,000円
		一般	2,500円	3,500円	6,000円
綾歌総合運動公園	テニスコート	サンドフィル	1コート1時間につき400円(午前9時～午後5時)		
		クレーコート	1コート1時間につき300円(午前9時～午後5時)		



施設名	使用区分	使用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	終日
			午前8時半～午後0時	午後1時～5時	午後6時～9時半	午前8時半～午後5時	午前8時半～午後9時半
飯山総合運動公園	多目的広場	全面使用	1,800円	2,400円	2,100円	4,200円	6,300円
		2分の1	900円	1,200円	1,100円	2,100円	3,200円
		4分の1	500円	600円	600円	1,100円	1,700円
	テニスコート	サンドフィル	1コート1時間につき400円(午前9時～午後9時)				

上の表は、主要な施設の平日のアマチュアスポーツ(無料入場)の利用料金を紹介しています。また、従来の減免制度は廃止されます。

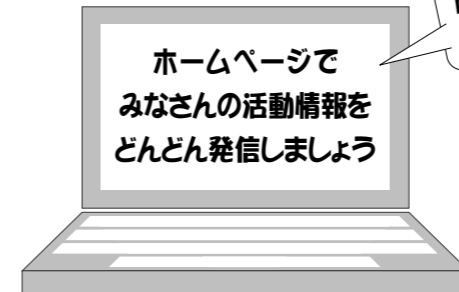
市民活動を展開しているみなさん!

ホームページ作成講座を開催します

対象者は 市内に在住または在勤し、現在市民活動を行っているか、これから何か活動をしたいと考えている人で、パソコン操作が可能な人です。

コース1	2月20日(水)、21日(木)
コース2	2月22日(金)、23日(土)

時間：午前9時半～午後4時半(休憩1時間)
場所：市役所別館3階第2会議室
定員：1コース5人(申込順)
料金：無料



悩み解消

※このコースも二日間の日程で、講座内容は同じです。

〈申込先〉
生活課 ☎248809
FAX ☎248832

平成19年度丸亀市提案公募型協働事業

とき：2月9日(土) 午後1時～5時
ところ：アイレックス

《講演会》
とき：午後一時～三時半
演題：NPOと企業とでつくる新しい公共
～社会貢献活動を行う企業とNPOとの関係づくり～
講師：岸田真代さん(NPO法人パートナーシップサポートセンター代表理事)
※講演会の後、パネルディスカッションがあります(午後三時半～)

社会貢献活動紹介展もあるよ

社会貢献活動フォーラム
実行委員会 ☎247625
生活課 ☎248809

市民まなびひろばフォーラム
企業とNPOをつなぐ新しい公共

パブリックコメント(意見募集)

丸亀市協働推進計画(案)

生活課 ☎248809

●意見募集する素案

丸亀市協働推進計画(案)は、市役所本館1階案内所、庶務課内情報公開コーナー、市生活課、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、各コミュニティセンター、各図書館、各保健福祉センター、市ホームページなどでご覧になれます。

●意見の提出方法

郵送(〒763-8501 市生活課)、ファクス(FAX ☎248832)、直接持参、市ホームページへの投稿などの方法で住所、氏名、意見を記入し、2月29日(金)必着で提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

「大東川流域水環境保全行動計画」(中間案)

市環境課 ☎248836、宇多津町住民生活課 ☎498000

●意見募集する素案

大東川流域水環境保全行動計画(中間案)は、市役所本館1階案内所、庶務課内情報公開コーナー、市環境課、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、各コミュニティセンター、各図書館、各保健福祉センター、市・県・坂出市・宇多津町のホームページなどでご覧になれます。

●意見の提出方法

郵送(〒769-0292 宇多津町住民生活課)、ファクス(FAX ☎498026)、直接持参、電子メール(jyumin@town.utazu.kagawa.jp)などの方法で住所、氏名、意見を記入し、2月20日(水)必着で提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。